

# 福井市生活ガイドブック

2023年4月

## ー日本のルールや習慣ー

出入国在留管理庁では、日本で安心して生活したり、働いたりするための情報が書かれた「生活・就労ガイドブック」を外国人生活支援ポータルサイト（法務省ホームページ）に掲載しています。日本に住むにあたり、まずはこのガイドブックを活用しましょう。

→[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10\\_00047.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00047.html)



（外国人生活支援ポータルサイト）

## ー福井市で生活するにあたってー

「生活・就労ガイドブック」の情報のほか、福井市で生活するにあたり、必要な情報を紹介します。

| No. | 内容                 |                                                           | ページ   |
|-----|--------------------|-----------------------------------------------------------|-------|
| 1   | 福井市役所              | ■場所 ■フロアマップ ■ホームページ<br>■広報ふくい ■行政通訳員                      | 2～3   |
| 2   | 市役所での手続き           | ■必要な届出 ■マイナンバーカード ■その他                                    | 4～7   |
| 3   | 出産・子育て             | ■妊娠の手続き ■出産後の手続き<br>■出産費用と各種手当 ■育児                        | 8～13  |
| 4   | 教育                 |                                                           | 14    |
| 5   | 医療                 | ■国民健康保険 ■後期高齢者医療制度                                        | 15～16 |
| 6   | 健康                 | ■健康診査 ■健康教育・健康相談 ■休日の診療                                   | 17～18 |
| 7   | 年金・福祉              | ■国民年金 ■介護保険 ■児童福祉 ■障がい福祉<br>■生活保護 ■生活困窮者自立支援制度<br>■福祉総合相談 | 19～20 |
| 8   | 税金                 |                                                           | 21    |
| 9   | 緊急・災害              |                                                           | 22    |
| 10  | 住居                 |                                                           | 23    |
| 11  | 日常生活における<br>ルール・習慣 | ■生活のルール ■生活に必要なこと ■相談窓口                                   | 24～26 |

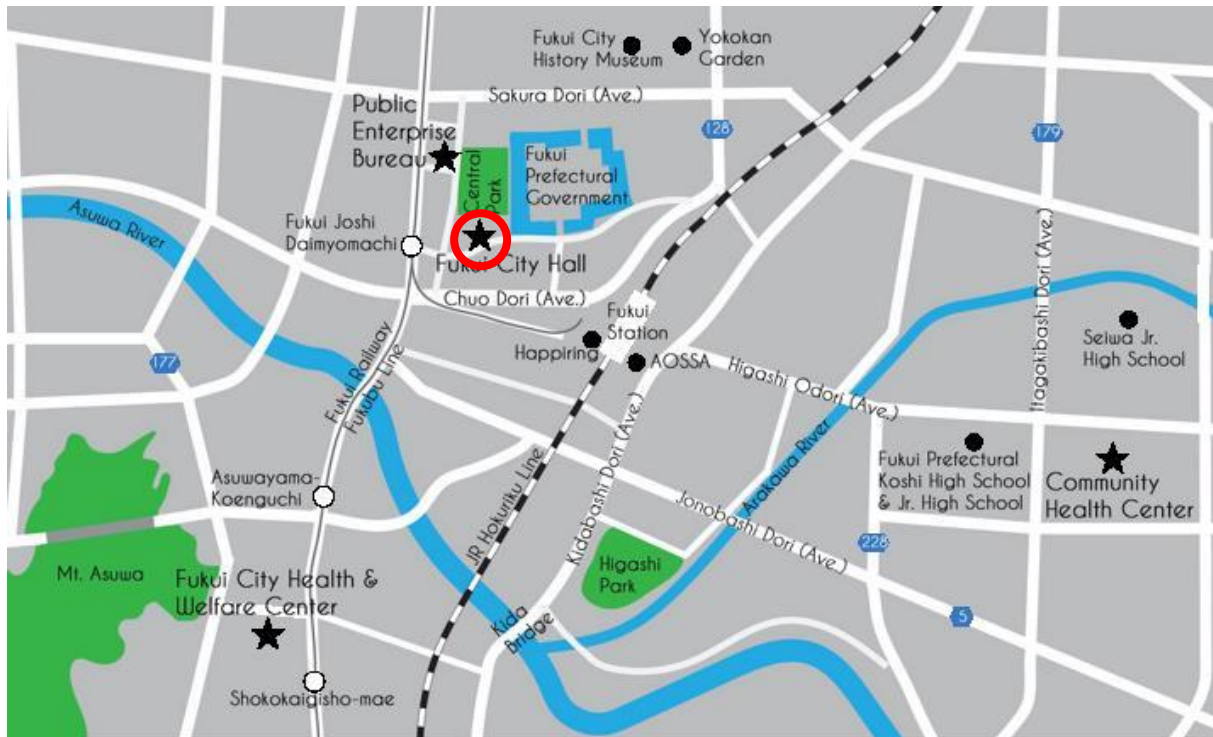
## 1 福井市役所

### ■場所

〒910-8511 福井市大手 3-10-1

TEL0776-20-5111（代表）

営業時間 8:30～17:15



### ■フロアマップ

市民サービス推進課 TEL0776-20-5303

市役所庁舎の各フロアマップのほか、業務のキーワードから担当部署を探すことができます。

→<http://www.city.fukui.lg.jp/sisei/sosiki/tyousya/floormap.html>



（福井市HP：市役所庁舎フロアマップ）

## ■ホームページ

広報課 Tel0776-20-5257

くらしに役立つ情報を発信しています。また、災害時には最新情報を発信します。

→<https://www.city.fukui.lg.jp/index.html>



(福井市HP：トップページ)

## ■広報ふくい

広報課 Tel0776-20-5257

市の広報紙「広報ふくい」は、毎月 10 日と 25 日に発行しています。自治会などを通じて配布するほか、市内の公共施設やコンビニエンスストアなどに設置しています。

また、専用の無料アプリ「カタログポケット」で、電子書籍版を読むことができます。英語、中国語繁体字、中国語簡体字、韓国語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語の 9 つの言語への翻訳（英語、中国語、ポルトガル語以外は、機械による自動翻訳）、音声読み上げ（ベトナム語を除く）などの機能が使えます。

→<https://www.city.fukui.lg.jp/sisei/kohou/kohousi/p000542.html>



(福井市HP：広報ふくい)

→ <https://www.catapoke.com/search/?keyword=%E5%BA%83%E5%A0%B1%E3%81%B5%E3%81%8F%E3%81%84>



(カタログポケット)

## ■行政通訳員

国際室 Tel0776-20-5300

市役所の各課の窓口で、現在、中国語・英語・ポルトガル語での通訳のお手伝いをしています。事前に、ご用のある課または国際室にお問い合わせ下さい。

| 言語     | 日時               |
|--------|------------------|
| 中国語    | 月、火、水 8:30～16:00 |
| 英語     | 水、木、金 8:30～16:00 |
| ポルトガル語 | 水、木 8:30～17:15   |

## 2 市役所での手続き

### ■必要な届出

| 内容       | 詳しくはこちらまで（担当窓口）           |
|----------|---------------------------|
| 住所の届出 ※1 | 福井市役所 市民課 TEL0776-20-5287 |
| 婚姻届 ※2   | 福井市役所 市民課 TEL0776-20-5288 |
| 離婚届 ※3   | 福井市役所 市民課 TEL0776-20-5288 |
| 死亡届 ※4   | 福井市役所 市民課 TEL0776-20-5288 |
| 印鑑登録 ※5  | 福井市役所 市民課 TEL0776-20-5219 |

以下の届出について、下の必要な書類などを用意して担当窓口へ届出してください。

#### ※1 住所の届出

##### 国外からの転入

- ・在留カード（後日交付の方はパスポート） ※異動する方全員分
- ・本人と世帯主との続柄を証する公的な文書（コピー不可）と日本語の翻訳文
- ・住民異動届（窓口に備え付けてあります）

##### 市外からの転入

- ・在留カードまたは 特別永住者証明書 ※異動する方全員分
- ・転出証明書（住んでいた市区町村が発行）
- ・本人と世帯主との続柄を証する公的な文書（コピー不可）と日本語の翻訳文
- ・個人番号カード（お持ちの方）
- ・住民異動届（窓口に備え付けてあります）

##### （転入後の手続き）

- ・自治会加入
- ・ガス、水道の届出
- ・国民健康保険加入
- ・国民年金加入（20歳～59歳の場合）・住所変更
- ・介護保険加入（40歳～の場合）・住所変更
- ・ごみの出し方の確認
- ・児童手当・子ども医療費助成の手続き
- ・妊婦健診の受診票交換
- ・軽自動車（排気量125cc未満のバイク）の申告

##### 市内での転居

- ・在留カード または 特別永住者証明書 ※異動する方全員分
- ・本人と世帯主との続柄を証する公的な文書（コピー不可）と日本語の翻訳文

- ・個人番号カード（お持ちの方）
- ・住民異動届（窓口にて備え付けてあります）

#### 市外への転出

- ・住民異動届（窓口にて備え付けてあります）
- ・本人確認できる書類（在留カード または 特別永住者証明書、運転免許証等）

※必要な方は、転出証明書を受け取ってください。

#### （転出前の手続き）

- ・ガス、水道の届出
- ・国民健康保険脱退
- ・国民年金脱退（出国の場合）
- ・介護保険脱退・住所変更

#### ※2 婚姻届（日本人の方と結婚をするとき）

- ・婚姻届（市民課窓口にあります）
  - ・婚姻要件具備証明書（大使館などで発行）とその日本語訳文
  - ・出生証明書とその日本語訳文
  - ・パスポート
  - ・在留カードまたは特別永住者証明書（住所を変更する人のみ）
  - ・個人番号カード（お持ちの方で住所を変更する人のみ）
- ※国籍によって必要なものが違いますので、事前にご連絡ください。

#### （結婚後のその他手続き）

- ・国民健康保険の変更
- ・国民年金の変更
- ・入国管理局への手続き
- ・本国での手続き

#### ※3 離婚届

- ・離婚届（市民課窓口にあります）
- ・在留カードまたは特別永住者証明書（住所を変更する人のみ）
- ・日本人の方の住民票（福井市外に住所のある人のみ）
- ・個人番号カード（お持ちの方で住所を変更する人のみ）

#### （離婚後のその他手続き）

- ・国民健康保険の変更
- ・国民年金の変更
- ・入国管理局への手続き
- ・本国での手続き

#### ※4 死亡届

- ・死亡届（市民課窓口にあります）
- ・死亡診断書（病院で発行）

（死亡後のその他手続き）

- ・国民健康保険の脱退
- ・国民年金の死亡届
- ・介護保険の脱退（40歳～の場合）
- ・葬祭費の申請

#### ※5 印鑑登録

- ・本人確認できる書類（在留カード または 特別永住者証明書、運転免許証等）
- ・印鑑
- ・手数料（1通300円）

#### ■個人番号カード（マイナンバーカード）

| 内容            | 詳しくはこちらまで（担当窓口）           |
|---------------|---------------------------|
| 申請書の提出 ※1     | 福井市役所 市民課 TEL0776-20-5736 |
| 氏名・住所などの変更 ※2 | 福井市役所 市民課 TEL0776-20-5736 |

#### ※1 申請書の提出

「個人番号カード交付申請書」に必要事項を書いて「地方公共団体情報システム機構」宛に郵送してください。

〒219-8650

日本郵便株式会社 川崎東郵便局 郵便私書箱第2号

地方公共団体情報システム機構

個人番号カード交付申請書受付センター 宛

申請から約1～2ヶ月後、福井市役所から「交付予定通知書兼照会書」が封筒で届きますので、「交付予定通知書兼照会書」と必要書類をもって担当窓口に来てください。

#### ※2 氏名・住所などの変更

氏名・住所など変更があった場合は、個人番号カード（マイナンバーカード）をもって、担当窓口まで来てください。

## ■その他

| 内容      |    | 詳しくはこちらまで（担当窓口）           |
|---------|----|---------------------------|
| 住民票の写し  | ※1 | 福井市役所 市民課 TEL0776-20-5219 |
| 印鑑登録証明書 | ※2 | 福井市役所 市民課 TEL0776-20-5219 |

### ※1 住民票の写し

交付申請ができるのは、本人及び本人と同一世帯員です。本人、同一世帯員以外の方が代理で申請される場合には、申請者本人の直筆の代理人選任届または、委任状が必要となります。

＜本人または同一世帯の人が申請する場合に必要なもの＞

- ・印鑑（申請書の住所・氏名・生年月日を本人が署名していない場合）
- ・本人確認できる書類（在留カードまたは特別永住者証明書、運転免許証）
- ・手数料（1通300円）

＜代理人が申請する場合に必要なもの＞

- ・代理人の印鑑（申請書の住所・氏名・生年月日を本人が署名していない場合）
- ・代理人選任届または委任状（住民票を請求する本人が代理人選任届または委任状の住所・氏名・生年月日を署名しておらず、印鑑も所有していない場合は、必ず住民票を請求する本人の在留カードのコピーを添付または在留カードの番号を記入してください。）
- ・代理人の本人確認できる書類（在留カードまたは特別永住者証明書、運転免許証等）
- ・手数料（1通300円）

### ※2 印鑑登録証明書

＜必要なもの＞

- ・印鑑登録証
- ・本人確認できる書類（在留カード または 特別永住者証明書、運転免許証等）
- ・手数料（1通300円）

### 3 出産・子育て

#### ■妊娠の手続き

| 内容                  | 詳しくはこちらまで（担当窓口）                   |
|---------------------|-----------------------------------|
| 妊娠の届出と母子健康手帳の交付等 ※1 | 福井市役所 健康管理センター<br>TEL0776-28-1256 |
| プレママ教室 ※2           | 福井市役所 健康管理センター<br>TEL0776-28-1256 |

#### ※1 妊娠の届出と母子健康手帳の交付

妊娠が分かったら、早めに妊娠の届出をして、母子健康手帳の交付を受けてください。（中国語・英語・ポルトガル語・韓国語・タガログ語・タイ語・インドネシア語・スペイン語・ベトナム語版もあります）。

母子健康手帳と一緒に、妊婦・乳児の健康診査受診票の冊子をお渡しします。妊婦の方は、この受診票で、病院での妊婦健診の助成を14回受けられます。

転入された方は、前住所地で交付された受診票は使用できませんので、健康管理センターで交換の手続きをしてください。

#### ※2 プレママ教室

助産師による出産や育児についての講演、夫の妊婦体験や座談会などがあります。

#### ■出産後の手続き

| 内容     | 詳しくはこちらまで（担当窓口）           |
|--------|---------------------------|
| 出生届 ※1 | 福井市役所 市民課 TEL0776-20-5288 |

#### ※1 出生届

日本で子どもが生まれた場合、医師による「出生証明書」とともに担当窓口へ届出をしてください。その際には、「母子健康手帳」、印鑑（サインでも可）も持参してください。

（出産後のその他手続き）

- ・国民健康保険加入

（出産後に受けられるサービス）

- ・出産育児一時金
- ・児童手当
- ・子ども医療費助成
- ・児童扶養手当
- ・特別児童扶養手当



- ・母子家庭等医療費等助成
- ・乳児・幼児健診
- ・予防接種
- ・子育てに関する相談窓口

#### ■出産費用と各種手当

| 内容         | 詳しくはこちらまで（担当窓口）              |
|------------|------------------------------|
| 出産育児一時金 ※1 | 福井市役所 保険年金課 TEL0776-20-5383  |
| 児童手当       | 福井市役所 子ども福祉課 TEL0776-20-5412 |

#### ※1 出産育児一時金

国民健康保険に加入している方が出産したときに支給されます。

＜必要なもの＞

- ・国民健康保険証
- ・通帳
- ・出産した医療機関の請求書または領収書

#### ■育児

| 内容                 | 詳しくはこちらまで（担当窓口）                |
|--------------------|--------------------------------|
| 保健師・助産師などによる訪問指導※1 | 福井市役所 健康管理センター TEL0776-28-1256 |
| 子育て教室・相談会 ※2       | 福井市役所 健康管理センター TEL0776-28-1256 |
| 乳幼児健康診査 ※3         | 福井市役所 健康管理センター TEL0776-28-1256 |
| 予防接種 ※4            | 福井市役所 健康管理センター TEL0776-28-1256 |
| 子ども医療費助成 ※5        | 福井市役所 子ども福祉課 TEL0776-20-5412   |
| ひとり親家庭等医療費等助成 ※6   | 福井市役所 子ども福祉課 TEL0776-20-5412   |
| 保育園、認定こども園 ※7      | 福井市役所 子育て支援課 TEL0776-20-5270   |
| 幼稚園                | 福井市役所 学校教育課 TEL0776-20-5350    |
| 放課後児童クラブ ※8        | 福井市役所 放課後児童育成室 TEL0776-20-5566 |
| 児童館 ※9             | 福井市役所 放課後児童育成室 TEL0776-20-5566 |
| 子育てに関する相談窓口 ※10    | 下記参照                           |

#### ※1 保健師・助産師などによる訪問指導

生後4か月までの赤ちゃんがいる家庭に、助産師・保健師などが訪問します。

#### ※2 子育て教室・相談会

健康管理センターで教室や相談会を開催します。

- ・助産師ママくらぶ：助産師を交えた赤ちゃん和妈妈の交流の場です。座談会、親子遊びなどをします。
- ・離乳食教室：離乳食の進め方、育児などについてお話しします。
- ・にこにこ子育て相談会：身体計測と保健師・助産師・栄養士による育児・栄養相談を行います。

### ※3 乳幼児健康診査

生後1か月・4か月・10か月・1歳6か月・3歳7か月の子どもを対象に、健康診査をしています。健診の1か月前の月に、日時、場所のお知らせの通知と受診票を郵送します。1か月健診については、お知らせがありません。母子健康手帳についている受診票で受診してください。

### ※4 定期予防接種

生まれた赤ちゃんの健やかな成長のために、予防接種法に基づく予防接種を無料で行っています。対象のお子さんには、予診票とお知らせを郵送します。

### ※5 子ども医療費助成

高校3年生相当までの子どもにかかった医療費（保険診療分）などが助成されます。ただし、小学生以上には自己負担があります。受給者証の交付申請をしてください。

＜必要なもの＞

- ・健康保険証（子どもの名前が書かれたもの）
- ・通帳（子どもが加入している健康保険の被保険者等である父親か母親のもの）
- ・本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどの官公署が発行した顔写真つきの身分証明書）

### ※6 ひとり親家庭等医療費等助成

ひとり親家庭の医療費（保険診療分）などが助成されます。ただし、所得制限、その他の要件があります。

＜対象＞

- ・20歳未満の児童を養育している母子・父子家庭の母・父およびその児童
- ・父母のいない20歳未満の児童及びその児童を養育している養育者

### ※7 保育園、認定こども園

＜入園の要件＞

保護者のいずれもが保育の必要性の事由に該当し、保育が必要であると認められる子どもについては、市から支給認定を受けて保育園又は認定こども園を利用することができます。

＜利用可能な時間帯＞

開園時間の始期から11時間または午前8時から午後4時までの8時間  
(開園時間は園によって異なります。)

＜利用者負担額(保育料)＞

施設を利用する際に負担する利用者負担額(保育料)については、保護者の所得の状況、子どもの年齢などに応じて市が決定します。

＜延長保育＞

必要があると認められるときは、利用可能な時間帯を超えて施設を利用することができます。  
(ただし、開園時間内に限ります。)

＜一時預かり＞

一時的に家庭での保育が困難となった場合に、施設を利用することができます。利用者負担は、4時間以下の場合は1,000円/日、4時間を超える場合は2,000円/日となります。  
利用形態は、1日につき最大で午前8時から午後4時まで、週3日までが基本となります。

※8 放課後児童クラブ

家に帰ったときに、保護者が仕事などでいない小学生の生活の場を提供します。

開館時間：月～金曜日 放課後～18:00頃

※土曜日と学校の長期休暇中 8:30～18:00

(場所によって異なる、時間延長あり)

利用料：ひと月あたり6,500円程度(おやつ代含む、延長料金あり)

※9 児童館

児童館は、0歳から18歳未満の児童のための児童厚生施設です。児童が心身ともに健やかに成長するため、遊びの場を提供します。

開館時間：月～金曜日 12:00～18:00

※土曜日と学校の長期休暇中 8:30～18:00

休館日：日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

利用料：無料

※10 子育てに関する相談窓口

＜妊娠・出産・子育て相談＞

妊娠・出産・子育てに関する様々なこと

月～金曜日 8:30～17:15

☆担当

ふくっこ（健康管理センター内）

住所：福井市城東 4 丁目 14-30

TEL：0776-28-1256

<すまいるダイヤル>

乳幼児期の子育てに関すること（育児の悩みや不安、食事、保健衛生など）

月～金曜日 8:30～17:00 12月29日～1月3日及び土日祝日は休み

☆担当

福井市役所 子育て支援課

TEL：0776-20-5223

<子ども相談>

0～18歳未満の子どもの気がかりなことに関すること

火曜日、12月29日～1月3日を除く毎日 9:00～18:00

☆担当

男女共同参画・子ども家庭センター 子育て支援室・相談室

住所：福井市手寄 1 丁目 4-1 アオッサ 5F

TEL：0776-20-1541

<教育相談（学校不適應問題）>

不登校などの子どもたちに関する悩み

月～金曜日 9:00～16:00

☆担当

チャレンジ教室

TEL：0776-52-1255

<青少年相談（ヤングテレホン、メール相談）>

学校・家庭・友達など子どもに関する悩み（子どもたち自身からでも、保護者の方からでもお受けします。）

月曜日 8:30～21:00

火～金曜日 8:30～17:00

※これらの時間以外は留守番電話対応です。メールは返信に数日を要します。

☆担当

少年愛護センター

TEL：0776-26-4949、0120-57-4970

メールアドレス：yanteresoudan@city.fukui.lg.jp

<ひとり親家庭相談>

ひとり親の自立支援相談、生活全般の悩みに関すること

月～金曜日 8:30～17:15（水曜日休み）

☆担当

ひとり親家庭就業・自立支援センター（福井市役所 子ども福祉課内）

TEL：0776-20-5140

<女性相談>

女性のDVや離婚の問題などに関すること

月～金曜日 9:00～17:00（火曜日休み）

☆担当

ひとり親家庭就業・自立支援センター（福井市役所 子ども福祉課内）

TEL：0776-20-5140

## 4 教育

---

| 内容             | 詳しくはこちらまで（担当窓口）             |
|----------------|-----------------------------|
| 公立小・中学校への入学 ※1 | 福井市役所 学校教育課 Tel0776-20-5350 |
| 就学援助           | 福井市役所 学校教育課 Tel0776-20-5350 |
| 地域の日本語教室 ※2    | ふくい市民国際交流協会 Tel0776-97-5020 |

### ※1 公立小・中学校への入学

日本語に不安がある方は、学校に相談してください。福井市の小・中学校に入学した児童生徒が学校に早く適応できるように、ボランティアによる日本語初期指導が行われています。また、日本語によるコミュニケーションが困難な保護者に対しては、学校側と話し合う際に、通訳ボランティアが同席することも可能です。

### ※2 地域の日本語教室

ふくい市民国際交流協会では、「しゃべり場」を開催しています。「しゃべり場」は、外国人市民が、日本人市民とともに、交流を楽しみながら、テーマに沿って日本文化を知り、「読む、書く、聞く、話す」ことを学ぶことができる場所です。

- お問い合わせ先 -

（公社）ふくい市民国際交流協会

〒910-0018 福井市田原 1-13-6 フェニックス・プラザ 3 階

Tel：0776-97-5020

ホームページ [http：//www.fcia.jp/](http://www.fcia.jp/)

## 5 医療

### ■国民健康保険

| 内容             | 詳しくはこちらまで（担当窓口）             |
|----------------|-----------------------------|
| 加入・脱退手続き ※1    | 福井市役所 保険年金課 Tel0776-20-5383 |
| 変更の届出 ※2       | 福井市役所 保険年金課 Tel0776-20-5383 |
| 国民健康保険からの給付 ※3 | 福井市役所 保険年金課 Tel0776-20-5383 |
| 保険税（料）         | 福井市役所 保険年金課 Tel0776-20-5383 |

#### ※1 加入・脱退手続き

国民健康保険に加入できるかどうか分からない場合は、保険年金課へお問合わせください。

＜必要なもの＞

- ・在留カード
- ・本人確認ができる書類（運転免許証またはパスポートまたはマイナンバーカード）

また、子どもが生まれた場合も、親が国民健康保険に加入している場合は、子どもの加入手続きを行う必要があります。まず、出生届をしてから、加入手続きをしてください。

＜必要なもの＞

- ・親の国民健康保険証
- ・本人確認ができる書類（運転免許証またはパスポートまたはマイナンバーカード）

#### ※2 変更の届出

次の場合は早急に届出をしてください。

- ・住所・氏名が変わったとき
- ・職場の健康保険に加入したとき
- ・結婚・離婚したとき
- ・死亡したとき
- ・世帯主が変わるとき
- ・転出・出国するとき（出国するときは、1 F 市民課で出国の手続きを先にしてください。）

＜必要なもの＞

- ・国民健康保険証
- ・本人確認ができる書類（在留カードまたは運転免許証等）
- ・職場の健康保険証（職場の健康保険に加入した場合）
- ・航空チケットなど、出国日が確認できるもの（出国する場合）

#### ※3 国民健康保険からの給付

＜葬祭費＞

亡くなった方が国民健康保険に加入していた場合、葬儀を行った方に5万円が支給されます。

☆必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・葬儀を行ったことを証明するもの
- ・通帳

<高額療養費>

同じ月の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、申請をして認められれば、その超えた分が支給されます。詳しくは、担当窓口まで。

■後期高齢者医療制度

| 内容               | 詳しくはこちらまで（担当窓口）             |
|------------------|-----------------------------|
| 後期高齢者医療保険からの給付※1 | 福井市役所 保険年金課 TEL0776-20-5383 |
| 保険料              | 福井市役所 保険年金課 TEL0776-20-5383 |

福井市に住民登録がある方は、75歳の誕生日から後期高齢者医療保険に自動で加入することになります。加入の手続きは必要ありません。75歳の誕生日の前月末までに保険証を送りますので、誕生日からはそちらの保険証をお使いください。

※1 後期高齢者医療保険からの給付

<葬祭費>

亡くなった方が後期高齢者医療保険に加入していた場合、葬儀を行った方に5万円が支給されます。

☆必要なもの

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・葬儀を行ったことを証明するもの
- ・通帳

<高額療養費>

同じ月の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた分が登録口座に自動で支給されます。詳しくは、担当窓口まで。



## 6 健康

### ■健康診査

| 内容        | 詳しくはこちらまで（担当窓口）                |
|-----------|--------------------------------|
| 各種健康診査 ※1 | 福井市役所 健康管理センター TEL0776-28-1256 |

#### ※1 各種健康診査

次の健康診査・がん検診を、実施医療機関・健康管理センター・公民館で実施しています。受診方法、料金など詳しくは健康管理センターまでお問い合わせください。

| 種類             | 受診対象者                |                   |
|----------------|----------------------|-------------------|
| 長寿健診           | 後期高齢者医療制度加入者         |                   |
| 国保フレッシュ健診      | 18～39 歳の福井市国民健康保険加入者 |                   |
| 肝炎ウイルス検診       | 40 歳以上で過去に受診歴のない方    |                   |
| 骨粗しょう症検診       | 45・50・55・60 歳の女性     |                   |
| 歯周疾患検診         | 30・40・50・60・70 歳     |                   |
| 肺がん検診（結核健診兼ねる） | 40 歳以上               |                   |
| 胃がん検診          | バリウム透視               | 40 歳以上（2 年に 1 回）  |
|                | 胃カメラ                 | 50～74 歳（2 年に 1 回） |
| 子宮頸がん検診        | 20 歳以上の女性（2 年に 1 回）  |                   |
| 乳がん検診          | 40 歳以上の女性（2 年に 1 回）  |                   |
| 前立腺がん検診        | 50 歳以上の男性            |                   |
| 胃がんリスク血液検査     | 40～69 歳で過去に受診歴のない方   |                   |

### ■健康教育・健康相談

| 内容           | 詳しくはこちらまで（担当窓口）                |
|--------------|--------------------------------|
| 健康教育・健康相談 ※1 | 福井市役所 健康管理センター TEL0776-28-1256 |

#### ※1 健康教育・健康相談

生活習慣病予防や健康づくりに関する健康教室や相談を行います。

- ・健康教室：糖尿病や腎臓病などをテーマとした教室を地区や企業等で開催します。
- ・健康相談：生活習慣病や健診の結果に関する相談を行っています。

## ■ 休日の診療

| 内容                             | 詳しくはこちらまで（担当窓口）                                             |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 福井市休日急患センター<br>／福井県こども急患センター※1 | 福井市休日急患センター TEL0776-22-2099<br>福井県こども急患センター TEL0776-26-8800 |
| 福井市休日急患歯科診療所 ※2                | 福井市休日急患歯科診療所 TEL0776-26-8468                                |
| 休日当番医 ※3                       | 市医師会（週末のみ） TEL0776-21-2119                                  |

### ※1 福井市休日急患センター（内科）／福井県こども急患センター（小児科）

夜間及び休日における内科・小児科の急病患者に対する診療を行っています。

| 診療科目 | 診療日                | 時間          |
|------|--------------------|-------------|
| 内科   | 土曜日                | 19:00～23:00 |
|      | 日曜・祝日・12月30日～1月3日  | 9:00～18:00  |
|      | ※ただし、12月～翌年2月までの期間 | 9:00～23:00  |

| 診療科目 | 診療日               | 時間          |
|------|-------------------|-------------|
| 小児科  | 月曜日～土曜日           | 19:00～23:00 |
|      | 日曜・祝日・12月30日～1月3日 | 9:00～23:00  |

住所：福井市城東4丁目14-30（健康管理センター東隣）

持ち物：健康保険証（持参しない場合の医療費は、全額自己負担です）

各種受給者証（お持ちの方）

服用中の薬（お持ちの方）

### ※2 福井市休日急患歯科診療所

休日における歯科の急病患者に対する診療を行っています。

| 診療日                         | 時間                                        |
|-----------------------------|-------------------------------------------|
| 日曜・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日 | 9:00～12:00<br>13:00～17:00<br>（受付は16:45まで） |

住所：福井市大願寺3丁目4-1（福井県歯科医師会館内）

持ち物：健康保険証（持参しない場合の医療費は、全額自己負担です）

各種受給者証（お持ちの方）

### ※3 休日当番医

休日昼間における外科の急病患者に対する診療を当番制で各医療機関において行っています。

| 診療科目 | 診療日               | 時間         |
|------|-------------------|------------|
| 外科   | 日曜・祝日・12月30日～1月3日 | 9:00～17:00 |

## 7 年金・福祉

---

### ■ 国民年金

| 内容        | 詳しくはこちらまで（担当窓口）             |
|-----------|-----------------------------|
| 加入手続および相談 | 福井市役所 保険年金課 TEL0776-20-5476 |
| 保険料       | 福井市役所 保険年金課 TEL0776-20-5476 |

### ■ 介護保険

| 内容        | 詳しくはこちらまで（担当窓口）             |
|-----------|-----------------------------|
| 介護サービスの利用 | 福井市役所 介護保険課 TEL0776-20-5715 |

### ■ 児童福祉

| 内容          | 詳しくはこちらまで（担当窓口）              |
|-------------|------------------------------|
| 児童手当        | 福井市役所 子ども福祉課 TEL0776-20-5412 |
| 児童扶養手当 ※1   | 福井市役所 子ども福祉課 TEL0776-20-5412 |
| 特別児童扶養手当 ※2 | 福井市役所 障がい福祉課 TEL0776-20-5435 |
| 障害児福祉手当     | 福井市役所 障がい福祉課 TEL0776-20-5435 |

#### ※1 児童扶養手当

18歳に達する日以降の最初の3月31日（18歳の年度末）までの児童（または、児童が一定以上の障がいをもっている場合は20歳の誕生月まで）を養育している母子家庭の母、父子家庭の父または養育者に支給されます。ただし、所得制限、その他の要件があります。

#### ※2 特別児童扶養手当

精神または身体に中程度以上の障がいがある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者に支給されます。ただし、所得制限、その他の要件があります。

■ 障がい福祉

| 内容              | 詳しくはこちらまで（担当窓口）              |
|-----------------|------------------------------|
| 障害者・障害児への行政サービス | 福井市役所 障がい福祉課 TEL0776-20-5435 |

■ 生活保護

| 内容   | 詳しくはこちらまで（担当窓口）             |
|------|-----------------------------|
| 生活保護 | 福井市役所 生活支援課 TEL0776-20-5404 |

■ 生活困窮者自立支援制度

| 内容          | 詳しくはこちらまで（担当窓口）                          |
|-------------|------------------------------------------|
| 生活困窮者自立支援制度 | 福井市役所 福祉政策課 福祉総合相談室より<br>TEL0776-20-5580 |

■ 福祉総合相談：福祉に関して相談先がわからない場合

| 内容     | 詳しくはこちらまで（担当窓口）                          |
|--------|------------------------------------------|
| 福祉総合相談 | 福井市役所 福祉政策課 福祉総合相談室より<br>TEL0776-20-5580 |

## 8 税金

---

| 内容          | 詳しくはこちらまで（担当窓口）            |
|-------------|----------------------------|
| 住民税（市・県民税）  | 福井市役所 市民税課 TEL0776-20-5306 |
| 軽自動車税       | 福井市役所 市民税課 TEL0776-20-5306 |
| 固定資産税       | 福井市役所 資産税課 TEL0776-20-5315 |
| 都市計画税       | 福井市役所 資産税課 TEL0776-20-5315 |
| 税金関係の証明書 ※1 | 福井市役所 市民税課、資産税課、納税課        |

### ※1 税金関係の証明書

納税・所得・資産の証明書を発行します。

＜必要なもの＞

- ・手数料
- ・本人確認できる書類（在留カードまたは特別永住者証明書、運転免許証等）

市民課2番窓口でも「所得・課税証明書」、「軽自動車税納税証明書」、「納税証明書」を発行しています。

## 9 緊急・災害

| 内容             | 詳しくはこちらまで（担当窓口）             |
|----------------|-----------------------------|
| 緊急・災害（避難場所） ※1 | 福井市役所 危機管理課 Tel0776-20-5234 |

※1 「福井市防災ハンドブック」を参考に、日頃から災害に備えましょう。

→<https://www.catapoke.com/viewer/?open=b0bb9>



（カタログポケット：福井市防災ハンドブック 2022）

ハザードマップについてはこちら。

→<http://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/koutu/kasen/p010331.html>



福井市HP



英語



やさしい日本語

（福井市HP：福井市洪水ハザードマップについて）

避難場所についてはこちら。

→[https://www.city.fukui.lg.jp/foreign/english/p004763\\_d/fil/hinanjyo\\_en\\_2022.pdf](https://www.city.fukui.lg.jp/foreign/english/p004763_d/fil/hinanjyo_en_2022.pdf)



（福井市HP：指定避難所・指定緊急避難場所）

福井市からの避難情報は、テレビやラジオ、福井市のホームページを確認してください。

→<https://www.city.fukui.lg.jp/index.html>



（福井市HP：TOP ページ）

## 10 住居

---

| 内容            | 詳しくはこちらまで（担当窓口）             |
|---------------|-----------------------------|
| 市営住宅（公営住宅） ※1 | 福井市役所 市営住宅課 Tel0776-20-5570 |

### ※1 市営住宅

市営住宅は、住宅がなく困っている方に、安い家賃で住んでもらうため、市が建設・管理している住宅です。

入居資格を満たしている方について、申し込みを受け付けており、空室が出た場合に、申し込み受付順または抽選で入居していただけます。

県営住宅についてのお問い合わせは、下記まで。

- ・ のれん会県営住宅管理センター（福井市北部） 0776-43-1002
- ・ 福井県営住宅南部地区管理センター（福井市南部） 0776-33-2500

## 1.1 日常生活におけるルール・習慣

### ■ 生活のルール

| 内容    | 詳しくはこちらまで（担当窓口）                |
|-------|--------------------------------|
| ごみ ※1 | 福井市役所 収集資源センター TEL0776-35-0052 |

#### ※1 ごみ

ごみを出すときの注意

- ・正しい分け方で出してください。分別表はこちら。

→[https://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/kankyo/kgomi/katei\\_d/fil/benrifm.pdf](https://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/kankyo/kgomi/katei_d/fil/benrifm.pdf)



福井市HP



福井・清水区域



福井・美山区域

（福井市HP：ごみの出し方・分け方便利帳）

（カタログポケット：ごみの出し方・分け方便利帳）

- ・燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装を捨てる時は、必ず福井市指定のごみ袋を使ってください。指定のごみ袋は、スーパーやコンビニで売っています。
- ・決められた日の朝7時ごろまでに、決められたごみステーションに出してください。
- ・1袋の重さは5kg以内にしてください。
- ・指定袋には必ず自治会名またはアパート名を記入してください。

上記のことが守られていないごみについては市では収集しませんので、再度分別等を行って、次の収集日に出してください。ごみ出しのルールを正しく守りましょう。

＜越廼、清水地区にお住まいの方へ＞

ごみの分け方、出し方が上記と一部異なりますので、担当窓口までお問合せください。

### ■ 生活に必要なこと

| 内容     | 詳しくはこちらまで（担当窓口）                   |
|--------|-----------------------------------|
| 自治会 ※1 | 福井市役所 まち未来創造課 TEL0776-20-5230     |
| 水道 ※2  | 福井市企業局 上下水お客様センター TEL0776-20-5621 |

#### ※1 自治会

自治会は、地域の人々がコミュニケーションを深め、互いに助け合いながら地域の課題を解決するための組織で、次のような活動を行っています。

- スポーツやレクリエーション
- 災害時などにおける助け合い
- ごみステーションの管理
- 子ども会・親子の集い



○町内清掃・除雪作業

市役所では、この自治会を通して、「広報ふくい」やいろいろなお知らせを配布しています。ぜひ、お住まいの地域の自治会への加入をお願いします。

※2 水道

水道の使用を開始または使用を休止する場合は、2、3日前までに担当窓口（上下水お客様センター）に連絡してください。

水道料金・下水道使用料払込通知書が届いたら、銀行やコンビニで支払ってください。口座振替にすると便利です。

■ 相談窓口

| 内容                     | 詳しくはこちらまで（担当窓口）                 |
|------------------------|---------------------------------|
| 福井県国際交流会館での<br>相談窓口 ※1 | 福井県国際交流協会 TEL0776-88-0062       |
| 福井市役所での相談窓口 ※2         | 福井市役所 市民サービス推進課 TEL0776-20-5303 |

※1 福井県国際交流会館での相談窓口

＜ふくい外国人相談センター＞

福井県国際交流会館では、ふくい外国人相談センターを開設しています。

相談員と通訳による相談（4言語）のほか、テレビ電話通訳と三者電話通訳サービスを利用して、在住外国人の方向けに17言語で、窓口と電話での相談対応をしています。

→<https://www.f-i-a.or.jp/ja/fia/association/soudancenter/>



（福井県国際交流協会 HP：ふくい外国人相談センター）

＜外国人のための無料法律相談会＞ ※事前の予約が必要です。

労働、結婚・離婚・調定、交通事故、遺産相続、多重債務など

【場所】福井県国際交流会館 2階

【曜日】毎月第3土曜日

【時間】13：00～16：00

＜外国人のための無料行政書士相談会＞ ※事前の予約が必要です。

入国、短期滞在、在留資格、永住や帰化の手続きなど

【場所】福井県国際交流会館 2階

【曜日】毎月第1土曜日

【時間】13：00～16：00

## ※2 福井市役所での相談窓口

### ＜心配ごと相談＞

日常生活における悩みや問題など幅広い心配ごと

毎月第3金曜日 13:30～15:30

### ＜人権悩みごと相談＞

いじめ、体罰、暴行、虐待、差別、名誉毀損、プライバシー侵害、各種ハラスメント、LGBTs、インターネットへの悪質な書き込みなど人権に関する相談

毎月第2・4水曜日 13:30～16:00

### ＜行政相談＞

国・独立行政法人・特殊法人などへの意見・要望など

毎月第1・2・4月曜日 10:00～12:30

### ＜行政書士相談＞

相続、遺言、後見人、建設業許可、内容証明書作成（支払い請求、覚書等）、民泊申請、身近なトラブル、外国人の就労・帰化 他

毎月第3水曜日 13:00～16:00

### ＜成年後見・終活相談＞

認知症の方、知的障がいのある方など判断能力が十分でない方々への支援相談など

原則として第2木曜日 13:00～15:00

※要予約 Tel0776-27-7165

### ＜社会保険労務士相談＞

健康保険、年金、雇用保険、労災保険、解雇・賃金・残業・セクハラ・パワハラなど労働問題に関すること、助成金に関すること

毎月第1木曜日 13:00～16:00

※上記のとおり開催を予定しておりますが、相談日が変更になる場合もあります。

詳しくは、福井市役所市民サービス推進課 0776-20-5303まで